

推進計画2009 施策一覧【第2章】

項目 番号	重点 施策	施策	担当省庁
160	※	⑤中小・ベンチャー企業による外国出願を支援する 中小・ベンチャー企業の外国出願を支援するため、都道府県等の中小企業支援センターを通じた特許の外国出願費用助成制度の充実を図るとともに、助成対象を商標、意匠の外国出願へも拡大すべく、2009年度中に必要な措置を講ずる。	経済産業省
161	※	⑥中小・ベンチャー企業の海外への事業展開に対する支援策を拡充する 中小・ベンチャー企業の外国出願、外国での侵害調査に関する現行の支援制度を拡充するとともに、海外展開に対して一貫した支援を行う観点から、情報提供から権利の取得、権利行使、模倣品対策までの各支援の在り方を検討し、2009年度中に結論を得る。	経済産業省
162	※	⑦大学の国際的な産学官連携活動体制を整備する 大学が国際的な産学官連携活動に関する基本方針を策定するよう2009年度中に促すとともに、必要な人材の確保や育成、諸外国の大学との情報交換会の開催、必要な英文契約書の書式整備、大学等が保有する知的財産を海外にライセンス等する際の参考となるガイドラインや事例をまとめる等、国際的な産学官連携活動に係る体制整備を支援する。	文部科学省
163		⑧大学等における輸出管理を強化する 大学等における自主的な輸出管理体制の構築を促進するため、外国為替及び外国貿易法(外為法)に基づく技術提供管理等を効果的に行うため大学等が実施すべきことなどを取りまとめた「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)」や「安全保障貿易管理ハンドブック」を活用した大学等に対する説明会を開催するとともに、大学等における輸出管理体制の構築に係る相談に適確に対応する。また、2009年4月に、安全保障関連技術の対外取引について居住者及び非居住者間の取引のみならず、懸念のある対外取引の全てを許可対象とするなどの外為法改正が行われたことを契機として、当該改正の内容と併せて、外国企業等との共同研究により安全保障関連技術を提供する場合などには外為法の規制対象となることを、関係省庁が連携して大学等に対して、改めて周知を行う。	文部科学省 経済産業省
164		⑨海外アウトソーシングにおける技術流出防止等のためのガイドラインを策定する 企業のグローバル展開に伴って増大する技術流出リスクに対して、企業が適切な対策を行えるよう、2009年度中に、海外アウトソーシング時の技術流出等のリスクに関する管理手法について検討し、必要なガイドライン等を整備する。	経済産業省
165		⑩国際的な知的財産専門人材を育成する 言語能力や国際的なコミュニケーション能力など国際的な感覚を知的財産専門人材に習得させるべく、海外の知的財産専門人材との交流を充実させるよう日本弁理士会等に促す。 また、産業財産権制度の研究者に海外研修等を受けさせる事業に関して、2009年度から、これまでの取組を評価して今後の事業の在り方を早急に検討し、必要な措置を講ずる。	経済産業省